

真総情第 5 号
令和 5 年 6 月 12 日

真鶴町長 松本 一彦 様

真鶴町情報公開・個人情報保護審査会
会 長 今 村 哲 也

答申書の交付について

真鶴町情報公開条例（平成 13 年真鶴町条例第 18 号）第 16 条の 2 の規定に基づく次の
諮問について、真鶴町情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 5 年真鶴町条例第 3 号）
第 4 条第 2 項の規定に基づき意見を建議するため、別添のとおり答申書を交付します（令
和 5 年度答申第 2 号）。

- 1 諮問番号：諮問第 33 号
- 2 事 件 名：行政文書公開請求の諾否決定に係る審査請求について（令和 4 年度真総情
第 25 号）

諮問番号 諮問第33号
審査庁 真鶴町長（実施機関 真鶴町長）

答 申 書

審査請求人からの審査請求に関する審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

真鶴町長が令和4年8月1日付け（真総情第25号）で行った真鶴町情報公開条例（平成13年真鶴町条例第18号。以下「条例」という。）に基づく決定処分に対する審査請求について、真鶴町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、その一部を公開し他の部分は非公開とすることが妥当であると判断する。

理 由

第1 事案の概要

1 事案の経緯

- （1）審査請求人は、令和4年6月27日、条例9条1項の規定に基づき、真鶴町長（以下「実施機関」という。）に対して「真鶴ヶアステーションアリスの経緯について、平成28年地域密着型サービス事業者の応募に係る選定委員会の議事録及び指定候補者予定者として決定するに至るまでの検討状況が分かる書類一式」の行政文書の情報公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- （2）実施機関は、同年7月11日に本件請求に係る行政文書の内容の精査に時間を要することから、諾否の決定を行う期限を同年8月10日とする行政文書公開諾否決定期間延長決定を行った。
- （3）実施機関は、同年8月1日に本件請求に係る行政文書である「真鶴町地域密着型サービス事業者の応募に係る選定審査会の結果について（以下「審査結果」という。）」について、条例6条1項の規定により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- （4）審査請求人は、本件処分を不服として、同年8月22日に実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条の規定に基づく審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- （5）審査庁は、条例16条の2の規定に基づき、同年11月7日付け真総情第40号により審査会に対して本件審査請求について諮問（以下「本件諮問」という。）した。

2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書等において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 条例1条の目的及び条例2条前段の解釈方針からして当該非公開箇所を非公開とする理由がない。
- (2) 平成30年8月1日の平成29年度一般会計・特別会計決算審査講評において「町・県の補助金が出て、稼働していないということは大変な問題」「稼働していないことに対し、町民の不信感が募らないよう説明していくことが大事」「当初からの資料、事業者の決定に係る審査資料を見て、借入の条件等勘案すると、最初の審査に関して疑問を感じた」との指摘があるとおり、公益上特に必要があると考える。
- (3) 公金にまつわることのプロセスは透明性が確保されてしかるべきであり、公益上特に必要があることから、条例6条及び条例7条の趣旨からすると当該非公開箇所を公開又は部分公開できるものとする。

第2 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね以下のとおりである。

非公開とした情報（以下、「本件非公開情報」という。）は、個人に関する情報及び法人に関する情報であり、個人の思想、信条は条例により非公開とされる個人情報である。人事院の「情報公開法に基づく処分に係る審査基準について（以下「人事院解釈」という。）」の「法第5条第1号（個人に関する情報）関係」の「2 解釈（1）」において、個人に関する情報とは、「個人の思想、信条、身体、地位、学歴、健康状態、所得その他個人との関連性を有するすべての情報を意味する。」とされており、本件非公開情報は個人の思想及び信条として条例5条1号に該当する。また、「2 解釈（7）」においては、「特定の個人を特定することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、「公表前に第三者がアイデアを利用すると情報提供者の権利利益を害するおそれがある情報」とされている。本件非公開情報は、町として公開していない情報であり、申請者のアイデアを第三者が利用することにより個人の権利利益を害するおそれがあることから条例5条1号に該当するものとし非公開情報とした。

さらに、人事院解釈の「法第5条第2号（法人等に関する情報）関係」の「2 解釈（3）iii）」において、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの」とは、「公にすることにより法人の名誉、社会的価値、社会活動の自由等が損なわれると認められる情報」とされており、条例5条2号においてもそのような情報は非公開とされている。本事業開始後約6か月で休止となった当該施設の開設前の事業計画書を公開することにより、現状との乖離が公になり、当該施設の今後の事業活動に回復し難い損害を与える可能性があるため、本件非公開情報を非公開とした。

なお、条例2条の条文前段が本件審査請求の審査請求理由となっているが、同条文の全文は「実施機関は、行政文書の公開を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、個人の秘密、個人の私生活その他の他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公にされないように最大限の配慮をしなければならない。」であり、規定に基づいた処分をした。

第3 審査会の判断

1 本件諮問に係る一連の手続きについて

本件審査請求に係る経緯を見ると、以下のとおりである。

令和4年8月22日：本件審査請求書の受領

令和4年11月7日：審査庁からの諮問書の受付

令和4年11月10日：実施機関からの弁明書の受付

令和4年11月14日：審議（真鶴町情報公開・個人情報保護審査会第27回会議）

令和4年11月14日：審査請求人に対し、弁明書の副本の送付

令和4年11月15日：審査請求人に対し、諮問通知書の送付

令和4年12月5日：審査請求人からの反論書の受領の受付

令和4年12月16日：審議（真鶴町情報公開・個人情報保護審査会第28回会議）

令和5年1月30日：審議（真鶴町情報公開・個人情報保護審査会第29回会議）

令和5年3月20日：審議（真鶴町情報公開・個人情報保護審査会第31回会議）

令和5年5月22日：審議（真鶴町情報公開・個人情報保護審査会第32回会議）

令和5年6月12日：審議（真鶴町情報公開・個人情報保護審査会第33回会議）

2 本件処分の適法性及び審査請求人の主張の妥当性について

①判断の前提

本件審査請求対象は「真鶴ケアステーションアリスの経緯について、平成28年地域密着型サービス事業者の応募に係る選定委員会の議事録及び指定候補者予定者として決定するに至るまでの検討状況が分かる書類一式」であり、平成27年度真鶴町地域密着型サービス事業者募集要項（看護小規模多機能型居宅介護事業者整備関係）（以下「要項」という。）に基づき応募した個人（以下「X氏」という。）の応募書類等（以下「応募書類」という。）に基づく審査内容を含んでいる。

この応募についてみると、要項では、「3. 応募資格及び要件」で満たすべき要件の1つとして、「（1）法人であること（ただし、本補助事業完了時において確実に法人が設立されることが見込まれる場合を含みます。）」を挙げている。したがって、X氏はこの要件の括弧書きに基づき法人を設立する前提で応募していることとなる。要項には、法人設立後に応募書類を差し替えることにつき記載がなく（むしろ、要項の「（5）留意事項」には、「①提出後の書類の修正は認めませんので、記入内容を十分精査の上提出してください。また指定候補事業者として選定された後に提出書類の主要部分に変更や虚偽の内容が判明した場合は、選定を取り消し、指定しないことがあります。」との記載がある。）、また実際に当初提出された応募書類が差し替えられていないことから、この応募書類はのちに設立された法人の応募書類とみなすことが可能である。

仮にX氏個人が応募したという事実を重視したとしても、これは「看護小規模多機能型居宅介護事業」に関する応募であり、上記条例5条1号が冒頭において「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」であって<以下省略>と定めていることから、事業を営む個人の当該事業に関する情報と捉えうる余地がある。また、事業自体は当時はまだ開始前であったかもしれないが、応募は事業の着手と捉えうる。したがって、応募書類上の表記に係る事項については、原則として条例5条2号の適用

の有無を検討すべきである。

また、要項の「6. 応募手続き」の「(5) 留意事項」には、「②提出のあった事業計画等のうち個人情報に関係ない部分については、選定時にホームページ等で公表することがあります。」と記載がある。本来応募資格があるのは法人だけであり、公平性の観点から、法人設立前に法人設立予定の個人が応募した場合には、個人情報として応募書類内容をホームページで公表しないとは考え難い。この点からも、応募書類の内容に関しては、原則としてX氏の条例5条1号に該当する個人情報とは考え難く、また同条2号の法人情報としても、選定時以後の公表について同意があったと考えられる。

もっとも、本件請求に係る行政文書には応募書類によらない情報も含まれており、すべてを上記の基準で判断することはできない。したがって、各項目の内容についてそれぞれ検討することとする。

②非公開とされた各項目に対する判断

(1) 審査項目 1 運営主体 (1) 代表者等の経験

この項目で非公開とされた内容は、X氏に関する情報ではあるが、実施機関がすでに公開している事項の記載内容の中に、かなり類似する事項がある（「審査項目1 運営主体(2) 経験及び実績」及び「審査項目4 その他」の評価記述）。さらに、非公開とされた部分はX氏の本事業にかかわる記載であるから、条例5条2号への該当性を検討すべきであるが、同号のいう「当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」について実施機関は具体的な指摘をせず、当審査会もそのようなおそれが生じるとは判断できない。したがって、この項目については公開が妥当である。

(2) 審査項目 1 運営主体 (3) 経営状況

この項目において非公開とされた内容の中には、納税に関する情報が含まれている。納税情報は高度な保護を必要とする情報である。そのため町は、納税に関する情報は、当該納税者以外の者には公開していない。このことを踏まえると、納税に関する情報は、その内容の如何を問わず、条例5条1号又は2号に該当し非公開とすべきである。

しかし、この項目のその他の記載内容は、応募書類にも記載されていて公表につき同意のある事項と考えられ、評価についても条例5条2号に該当するものでもなく、非公開とする理由はない。したがって、この項目については、納税に係る部分以外は公開が妥当であると判断する。

(3) 審査項目 2 計画 (2) 建築物

この項目で実施機関が非公開とした部分のうち、「着眼点」の部分と同旨の記述箇所はこれを公開することに何ら支障はないので公開が妥当である。しかし、ここには事業にかかわらない特定の個人が識別され得る情報が存在するため、この部分については条例5条1号で規定する第三者の「個人情報」に該当し、非公開が妥当であると判断する。

(4) 審査項目 3 事業所運営 (1) 基本的考え方

非公開とされた箇所には、X氏のこれまでの地域活動に関する客観的評価と事業運営の方針が記述されるにとどまり、また、公開につき同意があると考えられる応募書類の記載事項の内容の一部の要約でもある。これを「アイデア」として保護しなければ

ば第三者がこれを利用し本事業の利益を害する具体的な理由は実施機関からは示されず、審査会もそのような理由を見出していない。したがって、この項目の内容は公開が妥当であると判断する。

(5) 審査項目 4 その他 (1) 特記事項

非公開の記述箇所を公開しても法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはなく、同じ評価欄で公開された記述と同旨の評価がなされているにとどまるため、公開が妥当であると判断する。

(6) 選考結果

本項目の非公開部分には、判断過程における実施機関の考慮要素が記述されているものの、これを公開することで法人ないし代表者X氏の権利、競争上の地位その他正当な利益が害される蓋然性は客観的に認められず、条例5条2号に当たるとは考え難い。実施機関から具体的な説明がないことから、公開が妥当であると判断する。

3 付言

本件諮問に係る一連の経緯をみると、本件審査請求から審査会への諮問までに、約3か月を費やしており、審査請求に対し「遅滞なく」諮問に付することを求める（条例16条の2第1項）に反しており、これだけの長期間を要する特段の理由があったとは認められない。手続の遅延が申請者への消極的な不利益となる点を考慮し、今後は諮問への手続の迅速化を図ることが必要である。

また、今後は国の情報公開法に関する人事院解釈に基づく判断でなく、条例を適切に解釈し運用することに厳に留意すべきである。

4 まとめ

以上の理由により、審査会は本件審査請求に対し、上記「結論」に記載のとおり答申する。

真鶴町情報公開・個人情報保護審査会

会 長	今 村 哲 也
副会長	鈴 木 恵
委 員	三 川 真由美
委 員	兵 藤 知 義
委 員	鈴 木 一 也